

◆ 対象となる離職理由 ◆

● 特定受給資格者に相当する理由	
I 倒産等により離職した者	(1)倒産
	(2)大量雇用変動等
	(3)事業所廃止
	(4)事業所移転先が通勤困難
II 解雇等により離職した者	(1)解雇
	(2)求人条件と勤務条件の著しい相違
	(3)賃金未払い、遅配
	(4)賃金の大幅低下
	(5)過度な時間外労働
	(6)職種転換等への配慮なし
	(7)本人更新希望ありの雇止め(※1)
	(8)更新明示ありにも関わらず雇止め
	(9)いじめ・セクハラ等を相談したが改善されず
	(10)勸奨退職
	(11)事業所の休業3か月以上
	(12)事業所業務が法令違反
● 特定理由離職者に相当する理由	
I 本人更新希望ありの雇止め(※2)	

※1 期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合における雇止め

※2 上記1以外の場合における雇止め

◆ ご注意 ◆

①住居への入居は、ハローワークで対象者要件を確認し、「就職活動困難者支援事業利用申込書」を提出されてから **概ね1週間程度の期間がかかります。**

②住居の提供の範囲には、**管理費や光熱水費等の附帯的なものは含まれませんので、ご本人負担**となります。また、家具等の備え付けはない場合もあります。

③住居の提供期間は、**入居日より90日間が上限**です。提供期間が終了したら、速やかに退居するか、本事業を実施する民間職業紹介事業者等と合意の上、自ら契約し、自己負担で借りていただく必要があります。(途中で就職が決まった場合でも、引き続き入居日より90日間を上限に入居することが可能です。)

④生活・就職活動費は、本事業を実施する民間職業紹介事業者から1回あたり10万円(最長3回)を受けることとなります。**途中で就職が決まった場合や本事業の再就職支援を辞退する場合、その日以降、生活・就職活動費の支給は中止されます。**

⑤本事業では、本事業を実施する民間職業紹介事業者の就職支援を積極的に活用することとなりますが、**並行して、公共職業安定所を利用することもできます。**

⑥本事業の支援期間(90日間)では再就職ができず、住居の提供が終了した場合、一定の要件を満たせば、就職安定資金融資等が受けられる可能性がありますので、再度公共職業安定所に相談してください。